

## 東近江市立能登川コミュニティセンター及び東近江市やわらぎ ホールの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

東近江市立能登川コミュニティセンター及び東近江市やわらぎホールの指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 27 年 8 月 31 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市立能登川コミュニティセンター及び東近江市やわらぎホール	東近江市躰光寺町 2 6 2 番地 一般社団法人能登川地区まちづくり協議会	平成 27 年 1 1 月 1 6 日から 平成 30 年 3 月 3 1 日まで